法第六条第二項ただし書の規定により国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した給与（以下この号において「国支給給与」という。）のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と国支給給与のうち同法第十九条の四第一項に規定する期末手当に相当するものの額との合計額をいう。）との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二　国　当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

6　派遣警察庁所属職員等に関する地共済令第四十二条の規定の適用については、同条中「七　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七の二　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十七年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員」とする。

（派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）

第四条　派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）

第五条　法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　臨時的に任用されている職員

二　防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

三　自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた職員

四　休職者

五　停職者

六　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

七　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員

八　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員

2　法第十四条第一項において読み替えて準用する法第三条第二項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第三項、第十二条第一項及び第十三条に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）

第六条　法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）	第八条第五項	場合若しくは配偶者同行休業をした場合	場合、配偶者同行休業をした場合若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された場合
	第八条の三第五項	派遣職員及び（以下「派遣職員」という。）	派遣職員、
		又は派遣先企業（同法	、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律
		同じ。）	同じ。）又は組織委員会（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）
	第十一条の四第三項、第十七条の十第二項及び第二十五条第七項	及び交流派遣職員	、交流派遣職員及び組織委員会派遣職員
		又は派遣先企業	、派遣先企業又は組織委員会
	第十二条の五第五号ロ	派遣職員	派遣職員又は組織委員会派遣職員
	第十二条の六第三項	及び派遣職員	、派遣職員及び組織委員会派遣職員
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）	第五十六条第三号	隊員又は	隊員、
		配偶者同行休業をした隊員	配偶者同行休業をした隊員又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された隊員
	第百二十条の十五第三項	隊員及び	隊員、
		交流派遣された隊員	交流派遣された隊員及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された隊員
国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）	第一条	九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員	九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員 十　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員